

横浜地域調達情報

令和7年3月11日公表 調達番号:横25011号

件名:ビニール袋等の購入【概算総価】(緑警察署)

見積書提出期限:令和7年3月21日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙のとおり						令和7年4月1日 ～ 令和7年9月30日	緑警察署 1階 会計課事務室 (横浜市緑区中山4-36-13)

特記事項

- 1 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がある。
- 2 見積金額は1単位あたりの消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計金額(概算総価)とする。
- 3 見積金額は、単価、総価ともに小数点以下第4位まで記載できるものとする。
- 4 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- 5 契約締結後は、請書の提出を依頼する。
- 6 その他詳細は、別添「仕様書」のとおり。
- 7 この契約は、令和7年度予算発効時以降、効力を生ずるものとする。

同等品の確認の連絡先

所属	緑警察署
担当者	竹下
電話 FAX	045-932-0110 内線231 045-932-0110

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位
1	ビニール袋	ジャパックス	45L、半透明、0.02mm厚、 10枚×60冊、S-43	可	7	箱
2	ビニール袋	ジャパックス	90L、半透明、0.02mm厚、 10枚×30冊、S-98	可	2	箱
3	トイレ用洗剤	ユニリーバ	ドメスト、500mL、24本入り	可	2	箱
4	トイレ用消臭剤	アース製薬	トイレのスッキリ、 フローラルソープ、 400mL、16本入り	可	4	箱
5	トイレ用ポリ袋	ケミカル ジャパン	消臭トイレコーナー用ポリ袋、 品番:TP-100 300×400mm、 0.02mm厚、100枚入り、黒	可	4	袋
6	スポンジ	キクロン	キクロンAスポンジ、ピンク色	可	10	個
7	食器用洗剤	花王	ファミリーフレッシュ、 業務用4.5L、4本入り	可	3	箱
8	台所用洗剤	花王	マジックリン、業務用 除菌プラス 4.5L、4本入り	可	1	箱
9	液体手洗い用 石けん液	サラヤ	シャボネット石鹸液ユ・ム、 5kg、3本入り	可	2	箱
10	石鹸	カネヨ石鹸	レモン石鹸、8個入り	可	5	袋
11	洗濯用石鹸	ミヨシ	そよ風、液体せっけん、 リフィル1L、12本入り	可	3	箱
12	漂白剤	花王	キッチンハイター、 業務用5kg、3本入り	可	1	箱
13	次亜塩素酸 水溶液	ダイカ商事	ウィルノンエース 18L バックインボックス 濃度200ppm	可	7	箱
14	トイレット ペーパー	林製紙	シングル芯有、114mm×65m、 100個入、古紙パルプ配合率100% 包装なし	可	28	箱
15	ニトリル手袋	尚美堂	品番:671610 粉無し、Lサイズ 100枚入 ブルー スーパーニトリルグローブ	可	5	箱
16	マイクロクロス	山崎産業	カタログ品番:C75-13-045X-MB プロテックマイクロクロス ECO450 30枚入り	可	5	袋

仕 様 書

1 件名

ビニール袋等の購入【概算総価】

2 契約期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日まで

ただし、発注期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 19 日までとする。

3 品目及び規格

別紙のとおり

4 契約方法

単価契約とする。

5 納入場所

緑警察署（横浜市緑区中山 4－36－13） 1 階会計課事務室

6 発注から納入までの流れ

- (1) 随時（概ね、月 1 回程度）、書面、ファクシミリ又は電子メールで発注するので、発注日の翌日から起算して 10 日以内に納入すること。ただし、発注日の翌日から起算して 10 日後が、「神奈川県の子休日に定める条例」に規定する休日にあたる場合は、その翌開庁日を納入期限とする。
- (2) 納入の際には、物品とともに、「納品書」（宛名、納入場所、納品年月日、商号、代表者役職氏名及び納品される物品の品名、規格、数量、単価、金額を記載）を提出すること。
- (3) 納入品に不適格品があった場合は、直ちに代替品を再納入すること。
- (4) 納入には、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針 2（4）に規定する「低公害車」をいう。）を使用し、エコドライブ（同指針 2（5）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。

7 代金の支払い等

受注者は、1 カ月分の納入数量を取りまとめて翌月に請求するものとし、請求金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

なお、発注者は受注者から適法な請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとする。

8 その他

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)に基づく契約解除等
- (3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発

注者側の都合による場合を除き、遅行期限の翌日から起算して遅延日数1日につき年2.5%の割合で計算した違約金を徴する。

- (4) 県へ物品の販売をする場合、原則、契約情報として、「契約相手方（法人名及び代表者氏名又は個人氏名）」などを県ホームページで公表する。

※（１）及び（２）に係る契約条件の詳細は神奈川県ホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>)を参照。